

# 笠松町議会議員選挙 3月24日(日)

## 期日前投票 3月20日(水・祝)～23日(土)



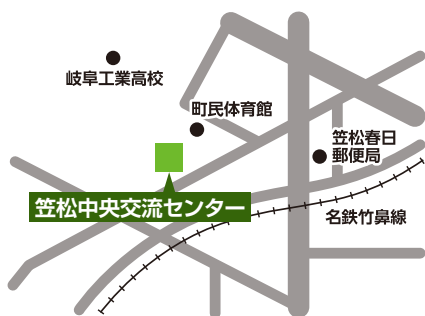
### 投開日・投票所

投票日時 3月24日(日) 午前7時～午後8時

#### 投票場所

##### 第一投票区

笠松中央交流センター  
(常盤町6番地)



##### 第二投票区

松枝交流センター  
(長池292番地)



##### 第三投票区

総合交流センター  
(中野229番地)



開票 3月24日(日) 午後9時～ 笠松中央交流センター

### 期日前投票

投票日当日に仕事などで投票所へ行くことができない方は、その旨を示す宣誓書を記入することで期日前投票ができます。

投票期間 3月20日(水・祝)～23日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 笠松町役場 1階住民課ロビー

持ち物 入場券(届いている方)

ごみの処理は(株)野々村商店に!!  
**株式会社 野々村商店**

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地  
(笠松町許可) TEL 058-239-9921  
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030



総合建設業  
**安藤建設株式会社**

☎ 058-388-0077

☎ 058-387-1515

住宅性能保証制度  
登録店

お気軽に  
お問い合わせ  
ください。



## 投票できる方

平成18年3月25日以前に生まれた方で、令和5年12月18日以前に住民登録をした方。

ただし、投票日当日までに町外へ転出された方は投票することができません。

2月28日以後に転居(町内の引越し)した方は、転居前の投票区で投票できます。

## 投票所入場券

3月19日(火)に発送します

有権者の氏名が内側に4人まで記載してありますので、切り取り線で切り離して投票所へお持ちください。

**入場券と一体になっている宣誓書は切り離さずお持ちください。**

### 入場券をなくした場合

紛失した場合も投票できますので、投票所で係員にお申し出ください。

※入場券をお持ちいただくとスムーズに投票することができますので、お手元にある場合はご協力をお願いします。

### 入場券が届かない場合

町選挙管理委員会までお問い合わせください。

今後4年間の私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。  
貴重な権利を無駄にしないよう、投票しましょう。



町選挙管理委員会(総務課内) ☎388-1111

## 不在者投票

### ●郵便による投票

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの方で、次の要件に該当する方は、郵便による投票をすることができます。

事前に証明書の交付が必要となりますので、詳しくは町選挙管理委員会までお問い合わせください。

身体障害者手帳	障がいの程度				
	1級	2級	3級		
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	×		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	△	○		
免疫、肝臓の障がい	○	○	○		
介護保険被保険者証	要介護状態区分				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	×	×	×	×	○
戦傷病者手帳	障がいの程度				
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	×	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○	

### ●指定施設や滞在地での投票

次の方は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、施設や各自治体で投票することができます。

- ・病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方
- ・一時的に遠方に滞在していて笠松町以外で投票する方

**予 株式会社三田防災**  
**消防 災 犯**  
 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2  
 TEL 058-388-0607  
 ☎ 0120-119-073  
 消防設備・防災用品・防犯設備

つみきとえいご  
**笠松双葉幼稚園**  
 〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66  
 TEL:058-387-9155  
 http://www.tsumiki.ed.jp